

改正

平成13年3月24日条例第15号

平成15年3月21日条例第7号

平成17年3月24日条例第14号

平成18年3月20日条例第13号

平成20年3月22日条例第18号

平成21年3月24日条例第11号

平成24年3月24日条例第24号

平成25年9月28日条例第30号

平成27年3月21日条例第19号

平成27年6月5日条例第22号

平成27年9月18日条例第34号

平成27年12月16日条例第45号

平成29年9月29日条例第24号

平成30年3月14日条例第20号

令和元年5月15日条例第2号

令和2年5月8日条例第18号

木更津市介護保険条例

目次

第1章 市が行う介護保険（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）

第3章 保険料（第4条—第11条）

第4章 市が保有する介護情報に関する情報の提供等（第12条—第21条）

第5章 罰則（第22条—第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

第1章 市が行う介護保険

（市が行う介護保険）

第1条 木更津市（以下「市」という。）が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

第2条 木更津市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、40人以内とする。

（規則への委任）

第3条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

第3章 保険料

（保険料率）

第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 31,300円
- （2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 47,700円
- （3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,000円
- （4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 58,800円
- （5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 65,400円
- （6） 次のいずれかに該当する者 77,100円

ア 当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）をいう。以下この項において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を

除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 83,700円

ア 当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 98,100円

ア 当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 107,900円

ア 当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 124,200円

ア 当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 127,500円

ア 当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用され

たならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 134,000円

ア 当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が900万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 137,300円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,300円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,300円」とあるのは、「31,300円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,300円」とあるのは、「45,700円」と読み替えるものとする。

（普通徴収に係る納期）

第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月16日から同月31日まで

第2期 8月16日から同月31日まで

第3期 9月16日から同月30日まで

第4期 10月16日から同月31日まで

第5期 11月16日から同月30日まで

第6期 12月16日から同月25日まで

第7期 翌年1月16日から同月31日まで

第8期 翌年2月16日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるとき

は、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

第7条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第8条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、その金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少し

たこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第11条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書（第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の全てが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合は、同法第317条の6第1項又は第4項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第4章 市が保有する介護情報に関する情報の提供等

(介護保険に関する情報の総合的な情報提供施策)

第12条 市は、法に定める被保険者及びその介護を行うもの等に介護及び介護保険に関し必要な情

報を提供し、介護保険制度の目的が完うされるよう総合的な情報提供施策を推進するよう努めなければならない。

(市が保有する介護情報に関する情報の提供の申し出等)

第13条 次に掲げる者は、本人の同意があるときに限り、市が保有する被保険者の介護保険に関する情報（以下「介護情報」という。）の提供の申し出（以下「申し出」という。）をすることができる。

- (1) 当該介護情報に係る被保険者（以下「本人」という。）の配偶者、子、父母、本人と現に生計を一にし、かつ、本人を扶養している者又は本人と現に同居している家族
- (2) 本人又はその家族と居宅介護支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している指定居宅介護支援事業者（当該事業者の代理人（ただし、介護業務に係る常勤の職員に限る。）を含む。）及び本人又はその家族と居宅介護支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している市と契約済の居宅介護支援事業者（当該事業者の代理人（ただし、介護業務に係る常勤の職員に限る。）を含む。）
- (3) 本人又はその家族と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設設置者（当該設置者の代理人（ただし、介護業務に係る常勤の職員に限る。）を含む。）
- (4) 本人又はその家族と介護予防支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護予防支援事業者（当該事業者の代理人（ただし、介護業務に係る常勤の職員に限る。）を含む。）

2 市長は、前項の規定による申し出があったときは、当該申し出に係る情報のうち、次に掲げるものを除き、提供するものとする。

- (1) 本人の個人番号
 - (2) 認定審査会の審査判定が終了していない情報
 - (3) 認定調査票のうち、調査実施者が特定される情報
- (申し出の手続)

第14条 前条の規定により申し出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、市長に対して、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 本人の氏名、住所及び被保険者番号
- (2) 前条第1項第1号に規定する者が申し出をしようとする場合にあっては、申出者の氏名、住所及び本人との関係

- (3) 事業者等が申し出をしようとする場合にあっては、事業者等の名称、所在地及び代表者の氏名、代理人の場合にあってはその職名及び氏名
 - (4) 申し出をしようとする介護情報を特定するために必要な事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に規則で定める事項
- 2 申出者は、前項に規定する申出書とともに、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。
- (1) 前条第1項各号に規定する者であることを確認するために必要な書類で市長が別に規則で定めるもの
 - (2) 主治医意見書の提供の申し出をする場合にあっては、当該主治医の提供の同意を証する書類
- 3 市長は、第1項の規定により提出された申出書に記載された事項が同項に規定する申し出の要件に適合しない場合、及び前項に規定する必要な書類が提示し、又は提出されない場合は、速やかに申出者に対し、相当の期間を定めて当該申し出の補正を求めるものとする。
- (申し出に対する処理)

第15条 市長は、前条の規定による申出書の提出があったときは、当該申し出のあった日の翌日から起算して14日以内に申し出に対する処理をするよう努めなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 市長は、前項の処理をしたときは、当該処理の内容（提供しないときにあつてはその理由を含む。）を申出者に書面で通知しなければならない。
- 3 市長は、申し出に係る介護情報を第13条第2項第2号の規定するところにより、認定審査会の審査判定が終了していないことを理由として当該介護情報の提供をしないときは、当該審査判定の終了後速やかに当該介護情報を申出者に提供しなければならない。
- (提供の実施)

第16条 市長は、前条の規定により提供する旨の処理をしたときは、前条第2項の通知により指定する日時及び場所において申し出に係る介護情報の閲覧又は写しの交付を行うものとする。ただし、閲覧する場合において当該介護情報に係る文書が汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、当該介護情報を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することにより提供することができる。

- 2 介護情報の提供を受ける者は、提供を受ける際に、提供を受ける者に係る第14条第2項各号及び前条第2項に規定する書類（提供しない旨の処理内容の書類を除く。）を提示し、又は提出し

なければならない。

3 第1項の規定により介護情報を閲覧する者は、当該文書を丁寧に取り扱い、改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

4 市長は、前項の規定に違反する者に対し、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(提供情報に係る事業者等の責務)

第17条 この条例の定めるところにより介護情報の提供を受けた事業者等は、次に定めるところにより、提供を受けた介護情報（以下「提供情報」という。）を適正に取り扱う責務を有する。

(1) 提供情報を本人の介護サービス計画の作成以外の目的に利用してはならない。

(2) 提供情報に記載されている本人に関する情報を本人の同意を得ることなく本人及び現に本人の介護サービス計画の策定にあたっている者（第13条第1項第1号に規定する者をいう。）以外の者に知らせ、又は提供し、並びに提供情報に記載されている本人以外の者に関する情報を当該本人以外の者の同意を得ることなく当該本人以外の者に知らせ、又は提供してはならない。

(3) 提供情報は、本人の同意を得ることなく、本人の介護サービス以外の目的で複写し、又は複製してはならない。

(4) 提供情報を電子計算機に記録し、又は複製するときは、当該電子計算機は当該事業者等以外の外部とのオンライン結合をしてはならない。

(5) 提供情報は、紛失し、及び破損しないよう適正な管理に努めるとともに、提供情報を紛失し、又は破損した場合は、速やかに本人及び市に連絡しなければならない。

(6) 本人との居宅介護支援又は施設サービスの提供に係る契約が終了したとき、その他提供情報を管理する必要がなくなったときは、速やかに当該提供情報（複写し、及び複製したものを含む。）を本人に返還し、又は廃棄するとともにその旨を本人に通知しなければならない。

(7) 本人又は市から提供情報の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(違反に対する措置)

第18条 市長は、前条の規定に違反した事業者等に対しては、介護情報の取り扱いについて適切な改善措置がとられたと認められるまでの間、第13条の規定にかかわらず、以降の介護情報を提供してはならない。

2 前項の場合において、事業者等が次の各号のいずれかの規定に違反すると認められるときは、市は、法第84条第2項、法第92条第2項又は法第103条第2項による措置をとることがある。

- (1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第23条
- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第30条
- (3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第32条
- (4) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第30条
(手数料)

第19条 この条例に定める介護情報及び事業者情報の提供の申し出にかかる手数料は、無料とする。

- 2 市長は、この条例に定める介護情報及び事業者情報の写しの交付を受ける者から、別表に定めるところにより手数料を徴収する。
- 3 手数料は、介護情報及び事業者情報の写しの交付を行う際に徴収する。
- 4 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。
- 5 市長は、特別な理由があると認めるときは、別に規則で定めるところにより手数料を減免することができる。

（木更津市個人情報保護条例及び木更津市情報公開条例の適用）

第20条 介護情報の本人による開示の請求その他の個人情報の保護については、木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）の規定を適用する。

- 2 介護情報の開示の請求等については、木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）の規定を適用する。

（規則への委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、介護情報に関する情報の提供に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

第5章 罰則

第22条 市は、第1号被保険者が、法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第23条 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定によ

り被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第24条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第25条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第26条 前4条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

第27条 市は、第17条の規定に違反した事業者等に対して、5万円以下の過料を科する。

第6章 雑則

（委任）

第28条 第2章及び第4章の規定を除き、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（木更津市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止）

第2条 木更津市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年木更津市条例第19号）は、廃止する。

（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）

第3条 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,100円
- （2） 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,200円
- （3） 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,300円
- （4） 令第38条第1項第4号に掲げる者 10,400円
- （5） 令第38条第1項第5号に掲げる者 12,500円

2 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 12,500円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 18,700円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 25,000円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 31,200円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 37,500円

第4条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 10月16日から同月31日まで
- 第2期 11月16日から同月30日まで
- 第3期 12月16日から同月25日まで
- 第4期 翌年1月16日から同月31日まで
- 第5期 翌年2月16日から同月末日まで

2 平成12年度において第5条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成13年度においては、第4期から第8期の納期に納付すべき保険料の額は、第1期から第3期の納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間

において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第6条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとし

た場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第7条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(改正法附則第3条第1項の条例で定める日)

第8条 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第3条第1項の条例で定める日は、平成19年6月30日とする。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第9条 令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第4条の規定にかかわらず、43,400円とする。

第10条 平成21年度における保険料率は、第4条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1号に掲げる者（令附則第11条第2項に規定する者を除く。） 23,300円
- (2) 第4条第2号に掲げる者（令附則第11条第2項に規定する者を除く。） 23,300円
- (3) 第4条第3号に掲げる者（令附則第11条第2項に規定する者を除く。） 34,900円
- (4) 第4条第4号に掲げる者（令附則第11条第1項に規定する者を除く。） 46,600円
- (5) 第4条第5号に掲げる者 54,000円
- (6) 第4条第6号に掲げる者 58,200円

- (7) 第4条第7号に掲げる者 69,900円
- (8) 第4条第8号に掲げる者 81,500円
- (9) 令附則第11条第1項及び第2項に規定する者 42,400円

2 平成22年度における保険料率は、第4条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1号に掲げる者（令附則第11条第3項において準用する同条第2項に規定する者を除く。） 23,600円
- (2) 第4条第2号に掲げる者（令附則第11条第3項において準用する同条第2項に規定する者を除く。） 23,600円
- (3) 第4条第3号に掲げる者（令附則第11条第3項において準用する同条第2項に規定する者を除く。） 35,400円
- (4) 第4条第4号に掲げる者（令附則第11条第3項において準用する同条第1項に規定する者を除く。） 47,200円
- (5) 第4条第5号に掲げる者 54,700円
- (6) 第4条第6号に掲げる者 59,000円
- (7) 第4条第7号に掲げる者 70,800円
- (8) 第4条第8号に掲げる者 82,600円
- (9) 令附則第11条第3項において準用する同条第1項及び第2項に規定する者 42,900円

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

第11条 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第4条の規定にかかわらず、51,600円とする。

附 則（平成13年3月24日条例第15号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月21日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例（平成12年木更津市条例第7号）第4条の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、

なお従前の例による。

附 則（平成17年 3 月24日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為並びにこの条例の附則及び木更津市国民健康保険及び老人保健に係る診療報酬明細書等の開示に関する要綱及び生活保護法に係る診療報酬明細書等開示依頼に関する要綱を廃止する告示（平成17年木更津市告示第44号）の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前になされたこの条例による改正前の木更津市介護保険条例第13条第 1 項の規定による申し出については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月20日条例第13号）

改正

平成20年 3 月22日条例第18号

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

第 2 条 この条例による改正後の木更津市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第 4 条から第 7 条までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）

第 3 条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この項及び次項において「平成18年介護保険等改正令」という。）

附則第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成18年度の保険料率は、改正後の条例第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）改正後の条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以

下同じ。)が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第1号に該当するもの
29,700円

(2) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第2号に該当するもの 29,700円

(3) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第3号に該当するもの 37,300円

(4) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受ける者(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第1号に該当するもの 33,700円

(5) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第2号に該当するもの 33,700円

(6) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第3号に該当するもの 40,900円

(7) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第4号に該当するもの 48,600円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第1号に該当するもの 37,300円

(2) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場

合、改正後の条例第4条第2号に該当するもの 37,300円

(3) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第3号に該当するもの 40,900円

(4) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第1号に該当するもの 45,000円

(5) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第2号に該当するもの 45,000円

(6) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第3号に該当するもの 48,600円

(7) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第4号に該当するもの 52,200円

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第1号に該当するもの 37,300円

(2) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第2号に該当するもの 37,300円

- (3) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第3号に該当するもの 40,900円
- (4) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第1号に該当するもの 45,000円
- (5) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第2号に該当するもの 45,000円
- (6) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第3号に該当するもの 48,600円
- (7) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第4号に該当するもの 52,200円

附 則（平成20年3月22日条例第18号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例第4条の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月24日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第11条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例第4条の規定は、平成24年度以後の年度分の保

除料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 9 月28日条例第30号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。（後略）

（延滞金に関する経過措置）

2 次に掲げる規定は、それぞれの延滞金のうち平成26年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、それぞれなお従前の例による。

（1） 第 1 条の規定による改正後の木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第 2 項の規定

（2） 第 2 条の規定による改正後の木更津市介護保険条例附則第 7 条の規定

（3） 第 3 条の規定による改正後の木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例附則第 4 項の規定

（4） 第 4 条の規定による改正後の木更津市後期高齢者医療に関する条例附則第 2 条の規定

附 則（平成27年 3 月21日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例第 4 条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 6 月 5 日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例第 4 条第 2 項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 9 月18日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年木更津市条例第 8 号）

の一部を次のように改正する。

別表第4中下水道排水設備等検査嘱託員の項の次に次のように加える。

認知症地域支援推進員	時間	1,500
------------	----	-------

附 則（平成27年12月16日条例第45号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第12条を削る改正規定は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月14日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月15日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例第4条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月8日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第7条の改正規定及び附則第3項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

（保険料率に関する経過措置）

2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例

による。

(延滞金に関する経過措置)

- 3 改正後の条例附則第7条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

別表 (第19条第2項)

区分	金額
写しの交付	写し1枚につき 10円

備考

- 1 写しの作成に用いる用紙の規格は、市長が別に規則で定める。
- 2 1枚の両面を複写した場合の写しの作成に要する費用の額については、2枚として計算する。